

～令和7年1月から税務署の收受日付印の押なつがなくなりました！～

令和7年1月から、申告手続き等のオンライン化に伴い、書面で提出された申告書等の控えへの
收受日付印の押なつが行われなくなりました。

つきましては、申告書等の提出事実・年月日の確認方法は次の通りとなります。



提出方法	確認方法
電子申告 (e-Tax)	○受信通知（メール詳細） e-Tax で申告等データを送信後に、「メッセージボックス」に格納される「受信通知（メール詳細）」により、確認することができます。 →マイナンバーカードの電子証明書が必要となります。
書面による申告	○申告書等情報取得サービス 所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、e-Tax を利用してPDFファイルを無料で取得することができます。 →利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。
	○保有個人情報の開示請求 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。写しの交付まで1ヶ月程度かかります。手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。
	○税務署での申告書等の閲覧サービス 閲覧サービスのため写しを受け取ることはできず、原則として書き写しとなります。なお、写真撮影も申請により可能となっています。
	○その他 「納税証明書」を取得することにより、納税額や所得金額または未納税額がないことを証明できますので、申告書を提出した事実は確認できます。

例年書面で申告をされている方は、この機会にマイナンバーカードを取得・ご持参いただき、
電子申告ができるようにご準備を進めていただきたいと思います。当会ではe-Tax を推進しており、
送信作業等をサポートいたします。